ます。

囲が56人以上から50人以上に変更になり

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が変更になります ~事業主の皆さまへ~

法定雇用率の変更割合

2. 3 %	2. 1 %	国・地方公共団体
2. 0 %	1. 8 %	民間企業
平成25年4月1日以	現行	事業主区分

で障害者を雇用する義務があります。 者を雇用しなければならない事業主の範 今回の法定雇用率の変更に伴い、 全ての事業主は法定雇用率以上の割合 、 障害

◎毎年6月1日時点の障害者雇用状況を また、事業主には左記の義務があります。

◎障害者雇用推進者を選任するよう努め なければなりません。 ハローワークに報告する

※障害者雇用推進者の業務とは

- 障害者の雇用の促進と継続を図るため に必要な施設・設備の設置や整備
- 障害者雇用状況の報告
- 障害者を解雇した場合のハローワーク への届出

問合せ先 ハローワーク下田職業紹介部門

学校のできること 家庭のできること

らよいか、再スタートの方法などについ て講演会を開催します。 なり始めた初期にどのような対応をした への移行を防ぐために学校を休みがちに 不登校の長期化と卒業後のひきこもり

第Ⅰ部 日時 平成24年12月9日(日) 支援者向け講演会

午後1時~3時

午後3時15分~4時45分 第Ⅱ部 保護者向け講演会

対象 不登校の子どもを抱える保護者、 教育関係者、 医療・福祉分野など

の援助職の方

参加費 会場 申込み・問合せ先 申込み期限 ルを「講演会申込」としてください 申込み方法 氏名・住所・希望する講演 てください。 会を明記のうえ、左記申込み先に送付し 1, 三島市生涯学習センター 11月30日 (金) 必着 OOOE (eメールの場合はタイト

E-mail be-sapo@mail.wbs.ne.jp 住所 NPO法人臨床心理オフィスBeサポート 8 · FAX 055 - 925 - 1701 沼津市高島町29-11盟萌ビル201

ひとりで悩まず相談してください 女性の人権ホットライン」強化週間

主催 委員連合会 ※土日は午前10時から午後5時 などに困っていたらお電話ください。 のセクシャルハラスメント、ストーカー 夫やパートナーからの暴力や、 静岡地方法務局、 午前8時30分から午後了時 11月12日 (月) ~11月18日 (日) 静岡県 人権擁護 職場で

期間

時間

相談ナビダイヤル

80570-070-810

消すまでは 出ない 行かない 離れない 秋の火災予防運動

予防運動が行われます。 問合せ先 施します。皆様のご協力をお願いします。 消防団では、各分団による消火演習を実 11月9日から15日までの間、 市民課防災係 期間中、 **☎**22215 秋の火災 不田市

第20稲梓地区作品展

日時 問合せ先 稲梓基幹集落センター2階 稲梓の教育と文化をすすめる会 11月1日 小林 (木) ~11月3日 剛 **28**0292 \pm